

市景観形成基本計画、景観計画を策定！ 景観条例を制定

良好な景観を守り育てていくために…

物の豊かさを求める時代から、心の豊かさを求める時代へ移り変わる中で、個性のある美しいまち並みなど、良好な景観に対する関心が高まってきています。

このような中、市では、市の全体的な景観に関する施策を取りまとめた裾野市景観形成基本計画と景観法に基づく裾野市景観計画を策定し、裾野市景観条例を制定しました。その内容を紹介します。

景観は市民共有の財産

景観とは、海、山、河川、田畑、建物、道路などで構成される総合的な眺めと、そこから受ける心の動きをあわせたものです。景観を眺めて、美しい、懐かしい、落ち着くなどと感じる気持ちが心の動きです。

景観は、まちの歴史や文化、イメージを表していて、極めて公共性が高いものです。市民共有の資産として、良好な景観形成に向け、市民、事業者の皆さんと行政が協働で取り組んでいく必要があります。

景観形成の基本的考え方

- (1) 裾野市の特徴を景観形成に活かす
- (2) 地域の景観と調和する開発や建築などを誘導する
- (3) 市民、事業者、行政の協働により景観形成を推進する

景観形成の基本目標

みんなで作ろう富士の裾野の裾模様
“あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくれます！”



景観計画の内容

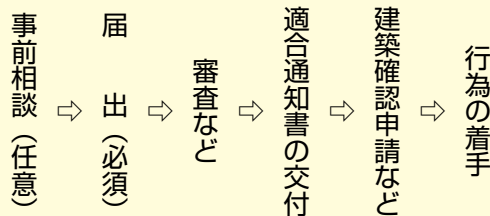
景観計画の対象は市内全域です。

(1) 色彩の規制誘導

景観計画では、建築などの際に参考となる良好な景観形成の指針を定めました。景観に及ぼす影響が大きいと考えられる大規模な建築物、工作物に関しては届出をしていただき、色彩の規制、誘導を行います。

この届出は10月1日から必要となります。

届出手続きの流れ



届出は、行為着手予定日の30日以上前までに行ってください。

届出が必要な行為

行為	対象となる規模・要件	
建築物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ●新築、増築、改築または移転で、高さが15m(※1)を超えるもの、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの ●外壁を変更する修繕、模様替えや色彩の変更で、高さが15mを超えるもの、または延べ面積が1,000㎡以上で、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> ●新築、増築、改築または移転で、高さが10m(※1)を超えるもの、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの ●外壁を変更する修繕、模様替えや色彩の変更で、高さが10mを超えるもの、または延べ面積が1,000㎡以上で、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの
工作物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ●新設、増設、改設または移転で、高さが15m(※1、4)を超えるもの ●外観を変更する修繕、模様替えや色彩の変更で、高さが15mを超えるものであり、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> ●新設、増設、改設または移転で、高さが10m(※1、4)を超えるもの ●外観を変更する修繕、模様替えや色彩の変更で、高さが10mを超えるものであり、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> ●橋梁、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの(以下、橋梁などという)の新設、増設、改設または移転で、長さ(※5)が20mを超えるもの ●橋梁などで長さが20mを超えるものの外観を変更する修繕、模様替えや色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの ●土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの

※1：建築物、工作物の高さは、周囲の地面と接する最も低い位置の水平面からの高さとなります。

※2：建築物の各階の床面積の合計

※3：張間(短辺)方向または、けた行き(長辺)方向の鉛直投影面積

※4：工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとなります。

※5：橋梁の長さは橋長の長さで、高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さとなります。

(2) 屋外広告物条例の制定に向けて

屋外広告物条例の制定も視野に入れ、屋外広告物の基本的方向性を記載しています。

(3) 5カ所を景観重要公共施設に指定

皆さんが使用する公共施設も景観への配慮が求められます。国道469号、パノラマロード、富士山スカイライン、中央公園(隣接河川を含む)、小柄沢緑地は、市の景観にとって重要な公共施設であるため、景観重要公共施設に指定されました。この指定により施設整備をする場合、景観に配慮した整備をすることになります。

このほか、景観重要建造物など良好な景観の形成に役立つ各種制度も計画に位置づけています。

良好な景観形成

建物をつくるだけが景観形成ではありません。自宅の玄関先の掃除も、「美しい」と感じられる立派な景観形成です。裾野市は富士山のふもとに広がり、箱根外輪山、愛鷹連山と豊かな自然に囲まれ、景観における潜在的な魅力はとて大きいまちです。魅力ある良好な景観形成に向け、ご協力をお願いします。